

介護予防訪問型サービス事業所 }
 介護予防通所型サービス事業所 } 管理者様
 構成町村地域包括支援センター }

中新川広域行政事務組合
 介護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

日頃より当組合介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。令和元年10月1日からの報酬の改定については下記のとおりです。

1 国が定める報酬の見直し

「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成31年4月26日老発0426第5号）厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>）を参照してください。

2 当組合が定める主な報酬の改定

国が定める報酬と同様の見直しを行う

(1) 介護予防相当訪問型サービス (A2)

現行	改定後	
訪問Ⅰ（週1回、要支援1・2他）月 1,168	訪問Ⅰ（週1回、要支援1・2他）月	<u>1,172</u>
訪問Ⅱ（週2回、要支援1・2他）月 2,335	訪問Ⅱ（週2回、要支援1・2他）月	<u>2,342</u>
訪問Ⅲ（週2回以上、要支援2）月 3,704	訪問Ⅲ（週2回以上、要支援2）月	<u>3,715</u>
訪問Ⅳ（月4回迄、要支援1・2他）回 266	訪問Ⅳ（月4回迄、要支援1・2他）回	<u>267</u>
訪問Ⅴ（月5～8回、要支援1・2他）回 270	訪問Ⅴ（月5～8回、要支援1・2他）回	<u>271</u>
訪問Ⅵ（月9～12回、要支援2）回 285	訪問Ⅵ（月9～12回、要支援2）回	<u>286</u>
訪問短時間（月22回まで、要支援1・2他）回 165	訪問短時間（月22回まで、要支援1・2他）回	<u>166</u>
(新設)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 (Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	算定には届出が必要

(2) 介護予防相当通所型サービス (A6)

現行	改定後	
通所Ⅰ (要支援1他) 月 1,647	通所Ⅰ (要支援1他) 月 <u>1,655</u>	
通所Ⅱ (要支援2) 月 3,377	通所Ⅱ (要支援2) 月 <u>3,393</u>	
通所Ⅲ (月4回迄、要支援1他) 回 378	通所Ⅲ (月4回迄、要支援1他) 回 <u>380</u>	
通所Ⅳ (月5~8回迄、要支援2) 回 389	通所Ⅳ (月5~8回迄、要支援2) 回 <u>391</u>	
(新設)	介護職員等特定処遇改善加算 <u>(Ⅰ) 所定単位数の12/1000</u> <u>(Ⅱ) 所定単位数の10/1000</u>	算定には届出が必要

(3) 緩和した基準の通所型サービスAについて (A7)

現行	改定後
通所型サービスAⅠ (1日、要支援1・2他) 回 341	通所型サービスAⅠ (1日、要支援1・2他) 回 <u>342</u>
通所型サービスAⅡ (半日)、要支援1・2他) 回 256	通所型サービスAⅡ (半日)、要支援1・2他) 回 <u>257</u>

(4) その他

- ・緩和した基準の訪問型サービスA (A3) については今回の改定はありません。
- ・加算の算定要件及び人員の配置要件等は、令和元年度介護報酬改定後の訪問介護及び通所介護の取扱いに準じます。

3 改定時期

令和元年10月1日

4 その他

今般の改定に伴う、10月以降の「サービスコード表」は現在作業中です。準備ができ次第中新川広域行政事務組合ホームページに掲載します。

事務担当
 介護保険課保険業務係
 TEL 464-1316
 FAX 463-3199